

復興の現状

平成30年3月9日



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

<避難者支援関係>

2 避難者・仮設住宅の状況

<まちづくり関係>

3 災害廃棄物(がれき)処理の状況

4 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

5 住宅再建に向けた取組

6 住まいの復興の見通し

<産業関連>

7 産業の復旧・復興の状況

8 復興特区制度の活用状況

<原子力災害関係>

9 福島県の状況

10 帰還困難区域の復興

11 除染の進捗状況

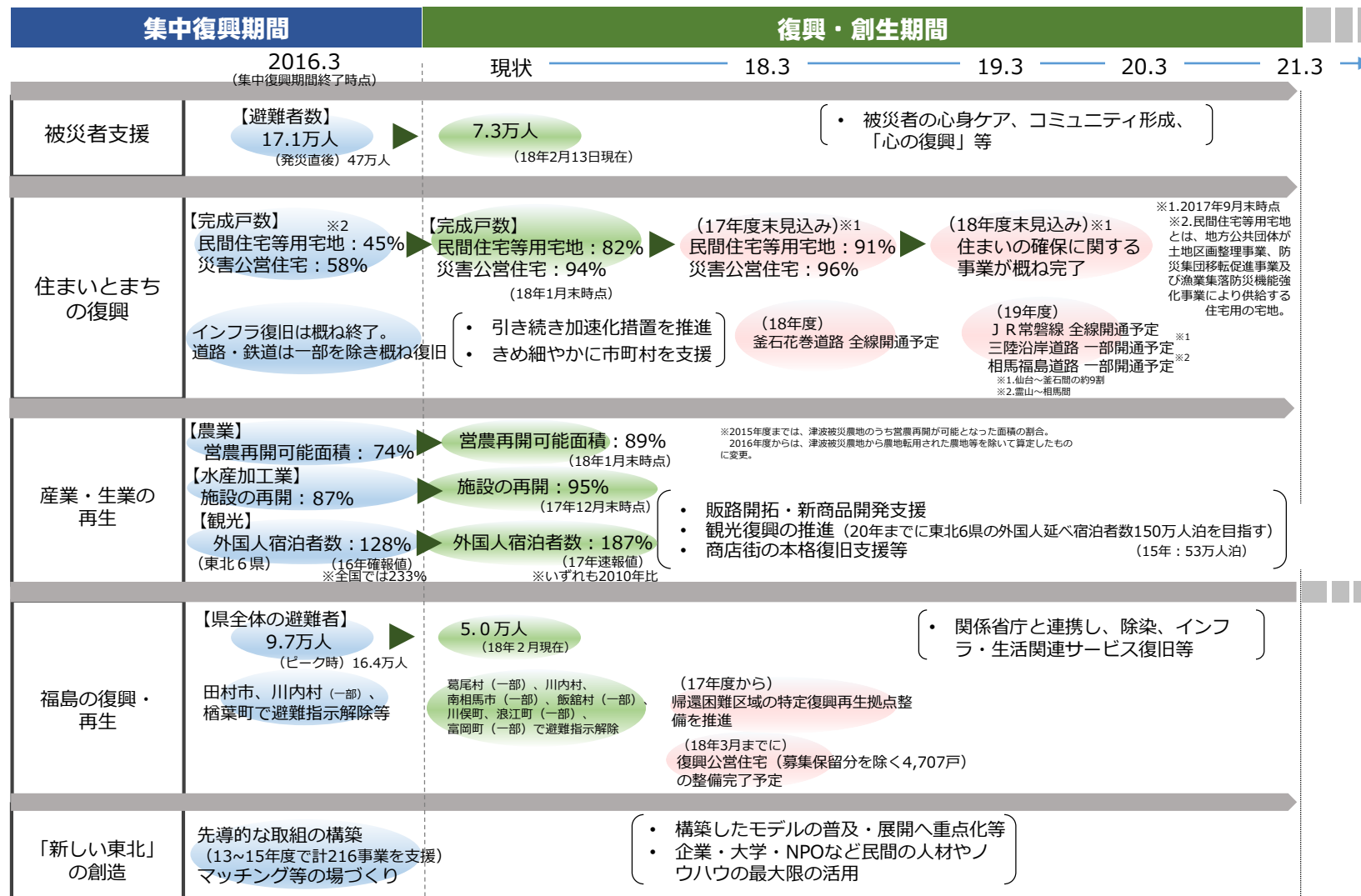
12 中間貯蔵施設の整備

<人的支援>

13 被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

1 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し①

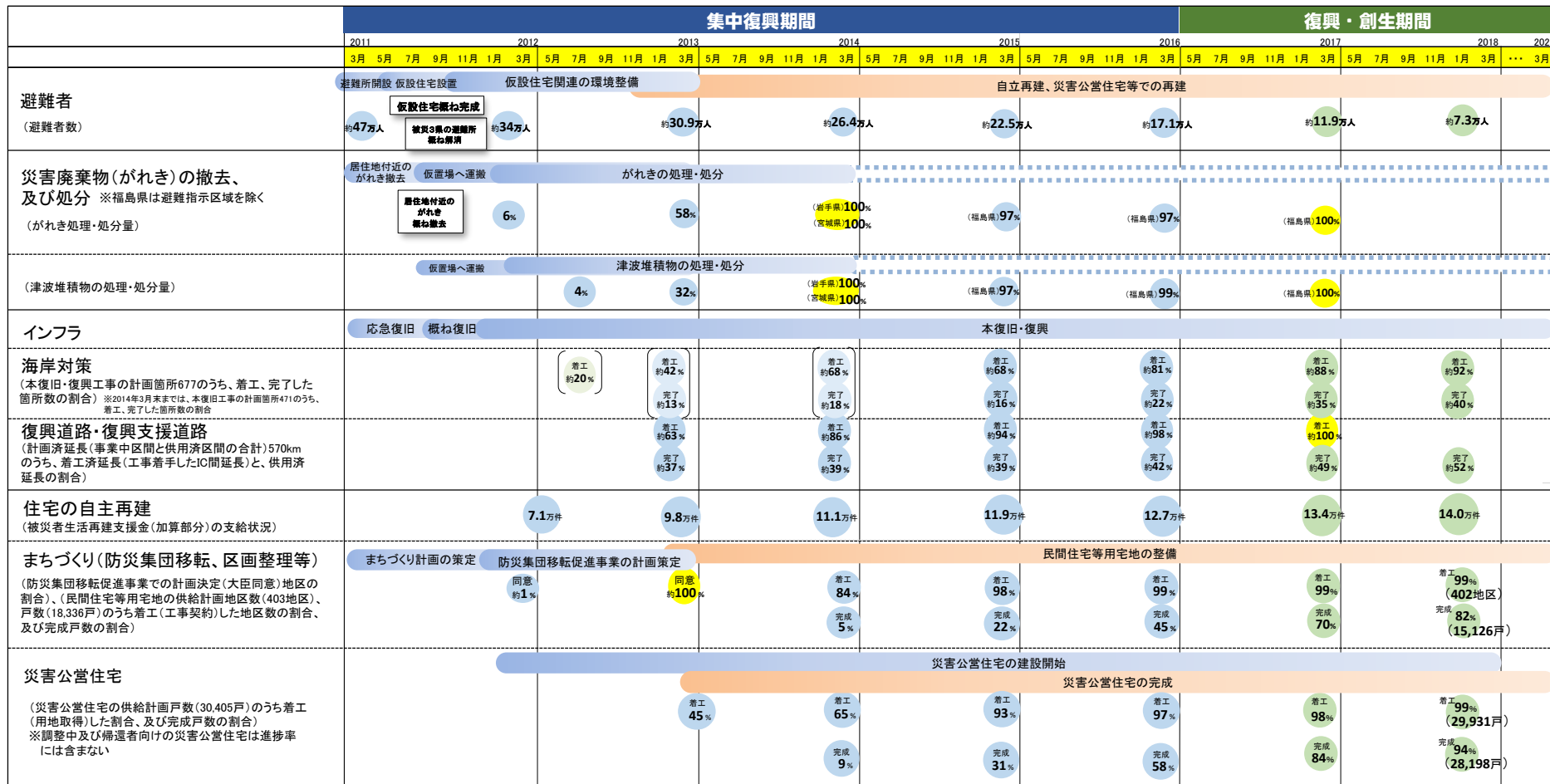
2018年2月



(2019) ラグビーワールドカップ
(2020) 東京オリンピック・パラリンピック
(2021.3) 復興・創生期間の終了 (復興庁の設置期限)

1 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し②

2018年2月



1 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し③

2018年2月

	集中復興期間																								復興・創生期間																													
	2011				2012				2013				2014				2015				2016				2017				2018				2019																					
	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	...	3月																					
医療施設 （入院の受入制限または受入不可（182箇所）のうち回復した病院の割合）	被災した病院の復旧																																																					
							90%							90%							93%							95%							95%							97%							97%					
学校施設 （被災公立学校施設（2,341校※）のうち、災害復旧事業を完了した学校の割合） ※申請予定も含む	被災した公立学校施設の復旧																																																					
	教育活動は再開済												92%							96%							98%							98%							98%							98%						
農業 （津波被災農地（19,800ha）のうち、営農再開が可能となった面積の割合（平成28年度からは、津波被災農地から農地転用された農地等を除いて算定））	農地の損壊箇所の復旧・除塩等を実施																																																					
							38%							63%							70%							74%							84%							89%												
（被災3県で業務再開を希望する水産加工施設（790）の再開状況）	製氷施設や冷凍冷蔵施設の復旧、用地の嵩上げ等により水産加工业の業務再開を支援																																																					
							55%							74%							80%							83%							87%							94%	95%											
地域産業 （被災地域の鉱工業生産指数）	103	70	95	100	被災地外の水準まで概ね回復																																																	
	発災時																																																					
（津波浸水域に所在する鉱工業事業所の生産額試算値（震災前基準年同月比）） ※水産加工施設等は含まない	-99%	-76%	-66%	-31%	-20%	-19%	-4%	+5%	被災地外の水準まで概ね回復																																													
事業者支援	仮設店舗等の整備・グループ補助金による復旧支援・二重ローン対策等による支援																																																					
（仮設店舗・工場・事務所の整備：竣工ヶ所数累計）	地域産業や商店街などの本格的な復興																																																					
（中小企業等グループ補助金による復旧支援：被支援者数累計）	16	224	400	516							563							577							586							589																						
（震災直前の水準以上で売上が回復していると回答した事業者の比率：グループ補助金交付先へのアンケート）					29.9%				32.5%				36.6%				40.3%				44.8%				45.2%				45.0%																									
（二重ローン対策：債権買取等の件数（半年ごと））					11				74				187				179				202				131				97				59				56				33				31				5					
（資金繰り支援策の実施状況： 上段：融資実績半年ごと、全国 下段：保証実績半年ごと、全国）	2.8				2.1				0.7				0.4				0.1				0.08				0.08				0.07				0.06				0.07				0.07				0.05				0.03					
	4.3				1.9				1.5				1.3				1.1				0.8				0.3				0.4				0.4				0.4				0.3				0.3				0.2					
個人債務者等対策 （個人情報的債務整理ガイドライン 債務整理の成立件数累計）	10						292						740						1,080						1,209						1,289						1,344						1,351						1,359					

※割合で示している各指標については、事業の進捗等に応じて、各時点で母数やその定義が一部異なる。

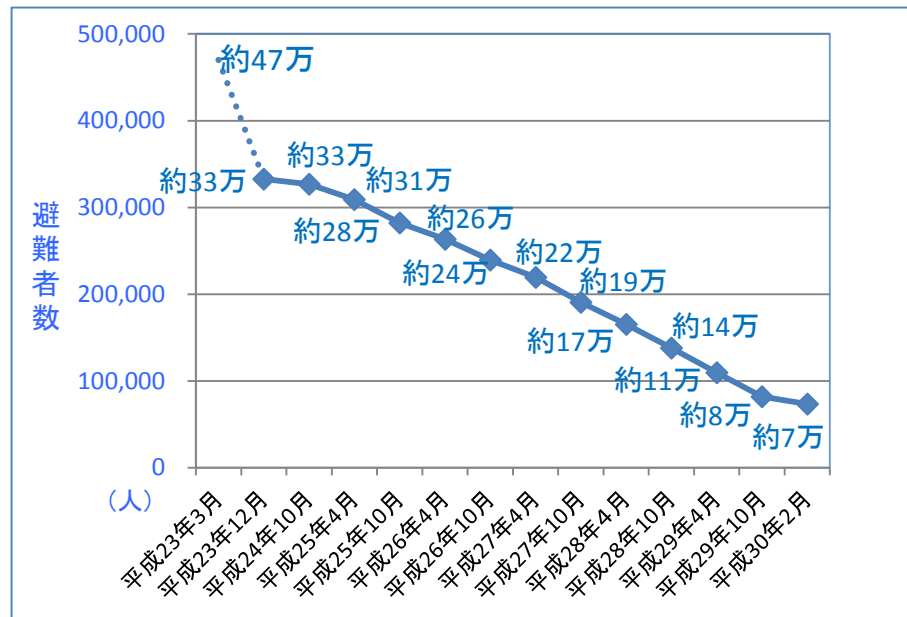
2 避難者・仮設住宅の状況

- 避難者数は発災直後の約47万人から、現在約7万人となっている。
- 住まいの再建への動きが進んでおり、仮設住宅等への入居戸数も減少している。

(1) 避難者の減少

時 点	避難者数
発災3日目(*1) (平成23年3月14日)	約47万人
平成24年4月 1年目(*2)	約34万人
平成25年4月 2年目(*2)	約31万人
平成26年4月 3年目(*2)	約26万人
平成27年4月 4年目(*2)	約22万人
平成28年4月 5年目(*2)	約17万人
平成29年4月 6年目(*2)	約11万人
最新値(*2) (平成30年2月)	約7万人

*1 緊急災害対策本部 青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木の避難者の合計。
*2 復興庁調べ



(2) 仮設住宅等の入居状況

(内閣府調べ)

		平成28年4月	平成29年4月	平成30年2月 (最新値)	備 考
建設型仮設住宅	入居者数	55,965人	30,761人	13,507人	岩手県・宮城県・福島県 (茨城県・千葉県は平成26年度には 建設型仮設住宅の供与を終了。)
	入居戸数	27,348戸	15,459戸	7,058戸	
※ みなし仮設住宅	入居者数	76,869人	40,442人	21,204人	全国計
	入居戸数	33,241戸	18,066戸	10,075戸	
合 計	入居者数	132,834人	71,203人	34,711人	
	入居戸数	60,589戸	33,525戸	17,133戸	

※ みなし仮設住宅...民間賃貸住宅、公営住宅、雇用促進住宅、公務員宿舍等

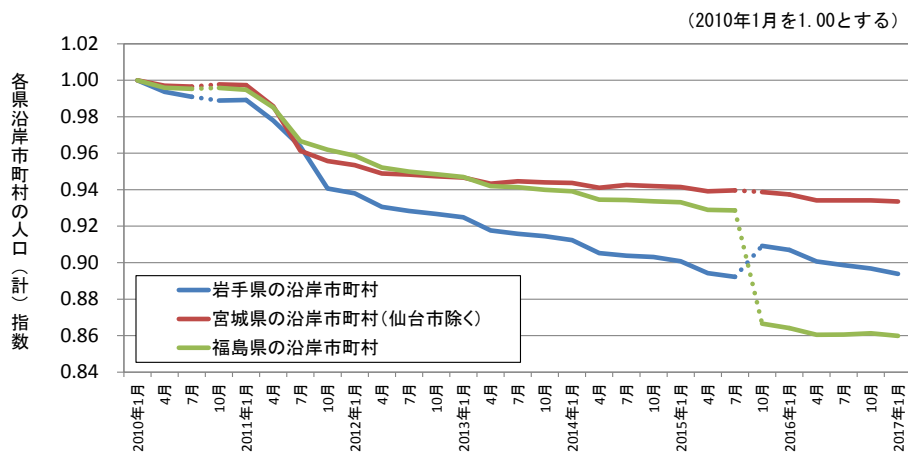
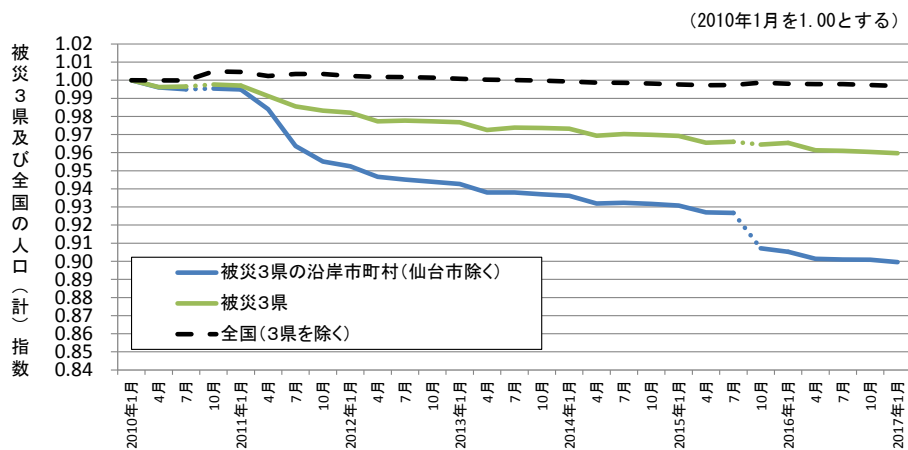
(参考) 被災3県における人口の状況

○ 被災3県における人口は、減少傾向にあるもののその度合いは鈍化しており、社会増減率は、沿岸市町村※においても震災前の水準に戻りつつある。

※沿岸市町村…海岸線を有する市町村(岩手県12市町村、宮城県15市町、福島県10市町)

(1) 人口推移 (被災3県の沿岸市町村)

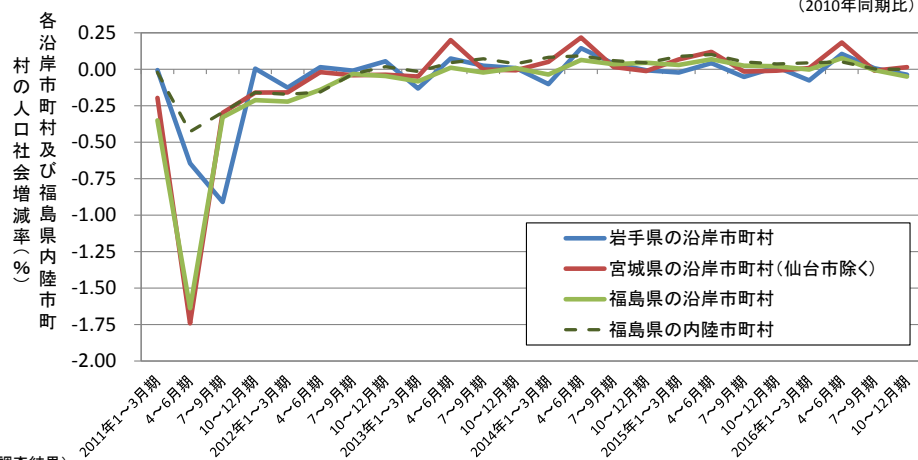
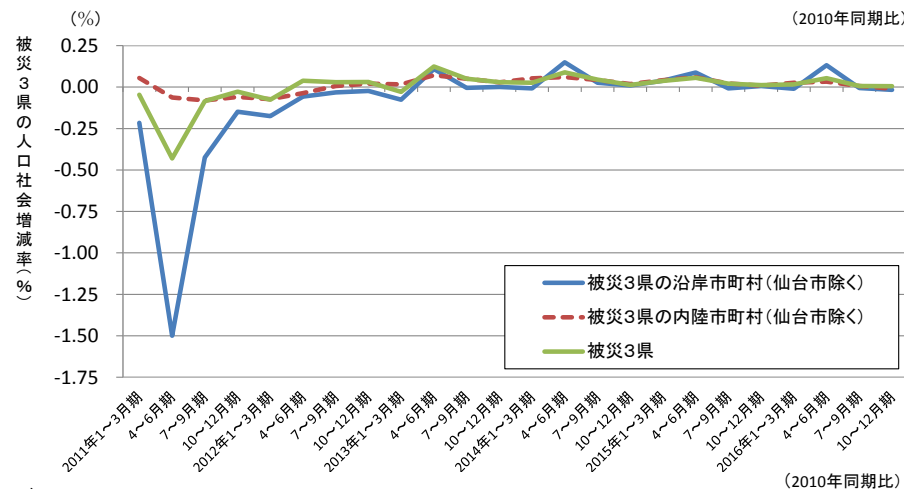
沿岸市町村の人口推移は、減少傾向にあるものの、2012年4月以降、減少の度合いが鈍化している。



※ 各県公表資料を元に復興庁作成 ・岩手県毎月人口推計 ・宮城県推計人口(月報) ・福島県の推計人口(福島県現住人口調査結果)
推計人口とは、国勢調査による人口を基礎として、出生、死亡、転入、転出等の届出数を加減して算出した値。
2010年10月以降は「平成22年国勢調査結果」に基づく推計人口であり、2015年10月以降は「平成27年国勢調査結果」に基づく推計人口であり、それぞれ前月までと基準が異なる(破線で表記)。

(2) 社会増減率 (被災3県の沿岸市町村)

人口の社会増減率は、被災3県の沿岸市町村及び福島県内陸市町村においても2010年同月の水準に戻りつつある。



※ 社会増減率とは、社会増減(転入者数から転出者を引いた数)を人口で割った値

3 災害廃棄物（がれき）処理の状況

- 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県にわたり災害廃棄物約2,000万トン、津波堆積物約1,100万トンが発生。
- 目標としていた平成26年3月末までに、福島県を除く12道県で災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。
- 処理が残っている福島県については、避難区域は国が直轄で、それ以外の地域は市町と連携して国の代行処理等による支援を通じて、できるだけ早期の処理完了を目指す。

(1) 災害廃棄物処理の状況

平成28年3月現在

	災害廃棄物			津波堆積物			合計		
	推計量 (万トン)	処理量 (万トン)	割合 (%)	推計量 (万トン)	処理量 (万トン)	割合 (%)	推計量 (万トン)	処理量 (万トン)	割合 (%)
岩手県	439	439	100	184	184	100	623	623	100
宮城県	1,223	1,223	100	728	728	100	1,951	1,951	100
福島県	400	386	97	136	136	99	536	522	97

沿岸市町村の災害廃棄物の処理割合

平成28年3月現在

処理割合	市町村等
完了	洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、気仙沼ブロック(気仙沼市、南三陸町)、石巻ブロック(女川町、石巻市、東松島市)、利府町、松島町、宮城東部ブロック(塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市)、仙台市、亶理名取ブロック(名取市、岩沼市、亶理町、山元町分)、新地町、相馬市、いわき市
8割以上	南相馬市
7割以上	広野町

(2) 広域処理（岩手県・宮城県）

- ・ 1都1府16県で約62万トンを広域処理。
- ・ 可燃物・木くずの約1割、不燃混合物や漁具・漁網の約5割の処理に貢献。

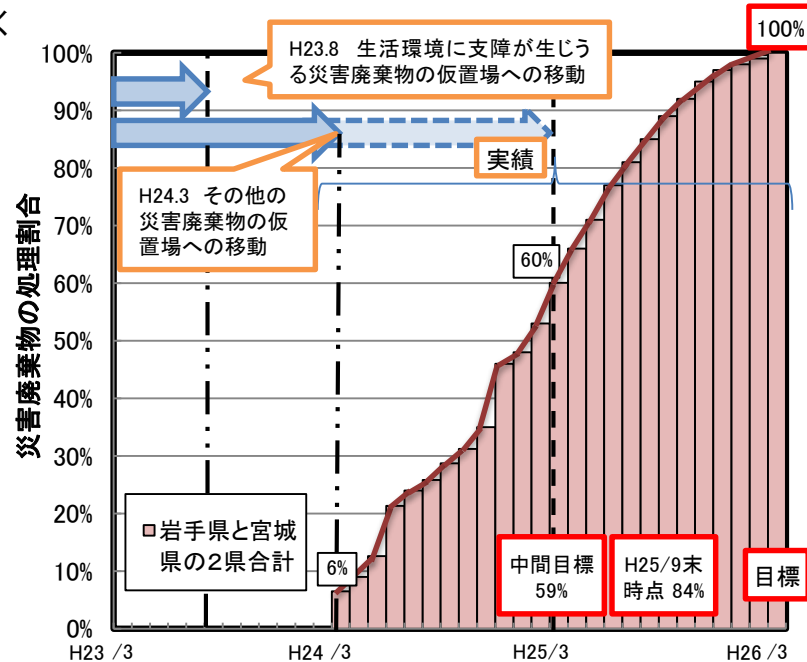
(3) 再生利用

- ・ 災害廃棄物の約8割、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- ・ このうち、公共事業等（堤防復旧、海岸防災林、港湾整備等）において約1,339万トンを利用。

(4) 福島県の避難区域の処理状況

- ・ 放射性物質汚染対策特措法に基づく汚染廃棄物対策地域の11市町村（帰還困難区域を含まない）で災害廃棄物等処理を実施。
- ・ 帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先し、平成28年9月末時点で約103万トン仮置場に搬入完了（うち約16万トン焼却処理済、約41万トン再生利用済）。

※福島県の避難区域を除く



岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績

4 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①

項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
海岸対策 (本復旧工事に着工した地区海岸、本復旧工事が完了した地区海岸の割合) ※太字：H30.1末時点 細字：H24.12末時点	31% 96%(着工) 10% 47%(完了)	着工地区海岸数 479 完了地区海岸数 237 被災した地区海岸数 500 ※帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。	水道施設 (本格復旧が完了した水道事業数の割合) ※太字：H30.1末時点 細字：H24.12末時点	46% 97%	完了事業数 179 災害査定実施事業数 184※ ※避難指示区域を含む。 ※復興計画が定まらず復旧方法を確定することができないために特定査定を受けた地区を除く。
海岸防災林の再生 (本復旧工事に着工した海岸防災林、本復旧工事が完了した海岸防災林の割合) ※太字：H30.1末時点 細字：H24.11末時点	32% 98%(着工) 9% 50%(完了)	着工延長 161km 完了延長 82km 要復旧延長 約164 km※ ※青森県～千葉県における延長(避難指示区域を含む)	下水道 (通常処理に移行した下水処理場※の割合) ※「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。これらの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未だ本復旧工事中のものもある。 ※太字：H30.1末時点 細字：H24.11末時点	89% 100%	移行済みの処理場数 73 災害査定を実施した処理場数 73
河川対策 (直轄区間) (本復旧工事が完了した河川堤防(直轄管理区間)の割合) ※太字：H30.1末時点 細字：H24.11末時点	99% 100%	完了箇所数 2,115 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 ※旧北上川(本復旧工事が完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。	災害廃棄物の処理 (災害廃棄物の処理が完了した割合) ※太字：H29.3末時点 細字：H24.11末時点 (一部H24.9末時点)	37% 100%	処理量 1,843万t※ 推計量 1,843万t※ ※市街地復興パターン検討調査を実施した43市町村分に限る。 (福島県南相馬市の分別土砂の再生利用を除き、平成29年3月末時点で処理完了)

注)①福島県の避難指示区域については、原則除いている。②各指標の母数については、事業の進捗に応じ変更されているものもある。

4 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保した割合、整備が完了した割合)	99% (用地確保済み) 32% 0.2% 94%(完了)	用地確保済み戸数 29,931 (29,515) 完了戸数 28,198 (27,995) 計画戸数 30,405 (29,719)	復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業)	100% (事業費措置) 85% 6% 100%(着工) 0% 92%(完了)	復興交付金の事業費措置地区数 36 着工地区数 36 完了地区数 33 計画地区数 36※
※太字: H30.1末時点 細字: H24. 11末時点		※()内の数値は調整中及び帰還者向け災害公営住宅を除いた戸数 ※進捗率には、調整中及び帰還者向け災害公営住宅の戸数は含んでいない。	※太字: H30.1末時点 細字: H24. 11末時点		※当該事業により住宅用地の整備を行う地区数
復興まちづくり (防災集団移転促進事業)	100%(同意) 81% 12% 99%(着工) 1% 96%(完了)	同意地区数 332※1 着工地区数 331 完了地区数 319 計画地区数 332※2	復興まちづくり (医療施設)	97% 90%	受入回復した病院数 177 入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 182
事業計画の同意地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合		※1 事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 ※2 住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う330地区、茨城県の2地区	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院の割合		
※太字: H30.1末時点 細字: H24. 12末時点			※太字: H30.1末時点 細字: H24. 11末時点		
復興まちづくり (土地区画整理事業)	100%(事業化) 27% 12% 100%(造成着工) 0% 100%(宅地引渡開始) 0% 50%(完了)	事業化地区数 50※1 着工地区数 50 宅地引渡開始地区数 50※2 完了地区数 25 計画地区数 50※3	復興まちづくり (学校施設等)	98% 81%	完了学校数 2,301 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み) 災害復旧事業申請学校数 2,340※
事業化の段階に達している地区数、造成工事の着手地区数、宅地の引渡開始地区数、造成工事の完了地区数の割合		※1 事業認可済、事業認可手続き中、緊急防災空地整備事業着手済の地区を計上 ※2 宅地の一部を引渡した地区を計上 ※3 住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数	復旧が完了した公立学校施設の割合		※申請予定も含む
※太字: H30.1末時点 細字: H24. 12末時点			※太字: H30.1末時点 細字: H24. 11末時点		

注①福島県の避難指示区域については、原則除いている。②各指標の母数については、事業の進捗に応じ変更されているものもある。③漁業集落防災機能強化事業については、上記以外に住宅用地の整備は行わず水産関係用地や公共施設の整備を行う地区が予定されている。

4 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③

項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
交通網 (復興道路・復興支援道路) [復興道路・復興支援道路の着工率、復興道路・復興支援道路の整備率]		着工済延長 570km ※1 供用済延長 295km ※1 工事着手したIC間延長 計画済延長 570 km ※2 ※2 事業中区間と供用済区間の合計	農地 [津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合 ※ H28.9月末より農地転用を除き整理]		営農再開可能面積 約17,630 ha 津波被災農地面積※ (農地転用等を除く) 19,800 ha ※青森県～千葉県における面積 (避難指示区域を含む)
交通網 (鉄道) [運行を再開した鉄道路線延長の割合]		運行再開した路線延長 2,274.7km ※1 ※2 被災した路線延長 2,350.9km ※1 ※3 ※1 岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道を計上 ※2 JR大船渡線のBRTによる本格復旧分を含む ※3 避難指示解除準備区域等を含む (JR常磐線 浪江～富岡駅間 (20.8km)を含む)	漁港 [一部でも陸揚げが可能となった漁港、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港の割合]		一部又は全ての機能が回復済みの漁港数 319 全機能が回復済みの漁港数 278 被災した漁港数 319 ※ ※避難指示区域を含む
交通網 (港湾) [本格復旧に着工した、及び本復旧工事が完了した復旧工程表に定められた港湾施設の割合]		着工箇所数 131 完了箇所数 129 被災した港湾施設の箇所数 131	養殖施設 [養殖施設の復旧の割合]		復旧した施設数 68,893 ※ ※岩手県及び宮城県における施設数 養殖業再開希望者の施設数 68,893 ※ ※岩手県及び宮城県における施設数

注) ①福島県の避難指示区域については、原則除いている。②各指標の母数については、事業の進捗に応じ変更されているものもある。

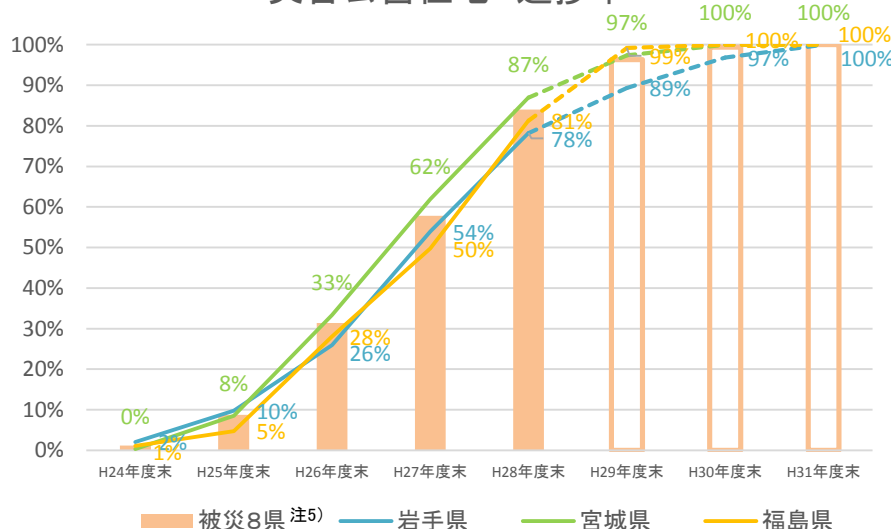
5 住宅再建に向けた取組（災害公営住宅の整備・民間住宅等用宅地）

- 住宅再建や復興まちづくりの加速化に向けて、引き続き、復興交付金による支援、円滑な施工確保の支援等を実施。
- さらに、被災地における復旧・復興事業が本格化し、住宅再建は、「計画策定」、「用地取得」から「工事実施」の段階に移行したことを踏まえ、「工事実施」段階に発生する個別地区ごとの課題に対し、直接、県・市町村に出向いて、きめ細かく支援。

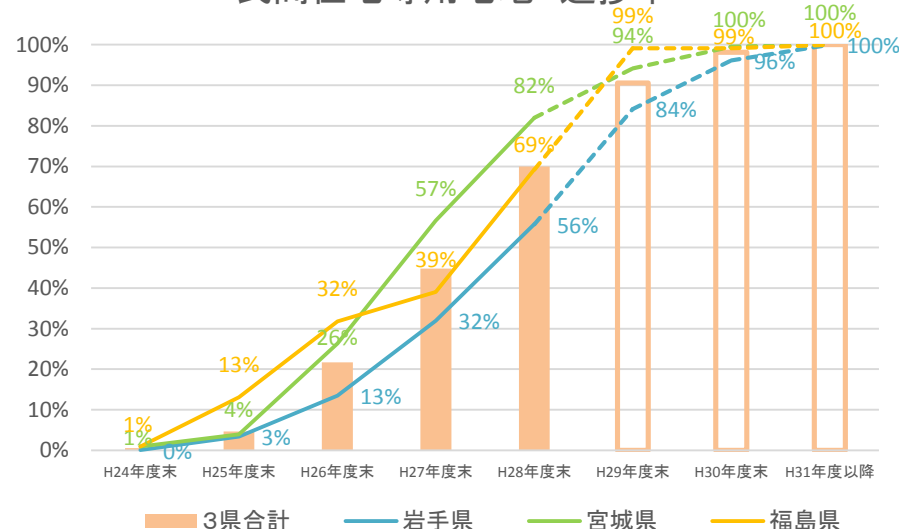
復興まちづくりの進捗状況（平成30年1月末時点）

- ・被災3県では、99%の民間住宅等用宅地^{注1)}、99%の災害公営住宅で事業に着手^{注2)}している。
- ・完成した戸数は被災3県で、民間住宅等用宅地が82%、災害公営住宅が94%であり、平成29年度末には民間住宅等用宅地で約91%、災害公営住宅で約96%が完成する見通しである^{注3)}。

災害公営住宅 進捗率 ^{注4)}



民間住宅等用宅地 進捗率



注1) 民間住宅等用宅地は、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業の3事業を指す。

注2) 事業の着手は、民間住宅等用宅地における工事の着手、災害公営住宅における用地の確保を指す。

注3) 平成29年度末以降の進捗率に関しては、住まいの復興工程表（平成29年9月末時点）に基づいて記載。

注4) 災害公営住宅の進捗率には、調整中及び原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。

注5) 被災8県とは、岩手県、宮城県、福島県の3県の他、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の5県を合わせた計8県のことである。

6 住まいの復興の見通し

【住まいの復興の見通し(平成29年3月末時点)】

①災害公営住宅の整備に係る進捗見込み(戸数)

	29年度まで 累計	30年度以降も 含めた累計
岩手県 (進捗率)	概ね5,300戸 (概ね9割)	概ね6,000戸
宮城県 (進捗率)	概ね15,600戸 (9割超)	概ね16,000戸
福島県	概ね8,000戸 ・うち津波・地震向け: 概ね2,800戸 (9割超) ・うち原発避難者向け: 概ね4,900戸 (9割超) ・うち帰還者向け: 概ね280戸	概ね8,000戸 ・うち津波・地震向け: 概ね2,800戸 ・うち原発避難者向け: 概ね4,900戸 ・うち避難者向け: 概ね300戸

②民間住宅等用宅地の整備に係る進捗見込み(宅地数)

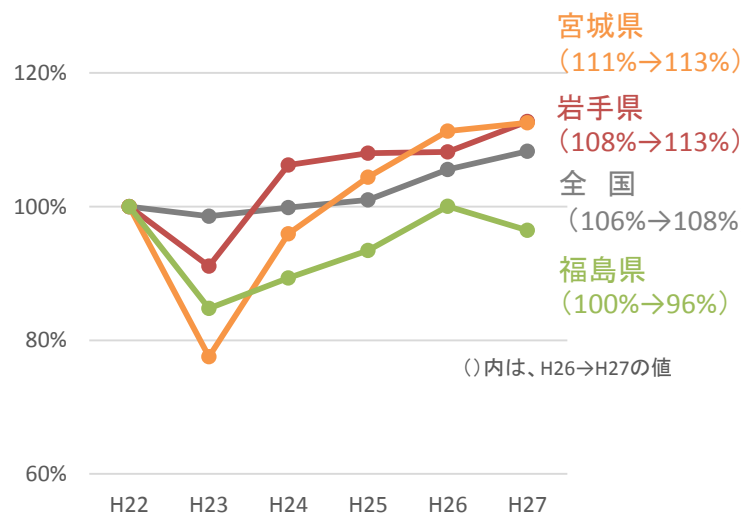
	29年度まで 累計	30年度以降も 含めた累計
	概ね6,300戸 (概ね8割)	概ね7,800戸
	概ね8,700戸 (概ね9割)	概ね9,100戸
	概ね1,900戸 (9割超)	概ね1,900戸

※福島県の原発避難からの帰還者向け災害公営住宅については、計画戸数が未確定のため進捗率は示していない。

7 産業の復旧・復興の状況①

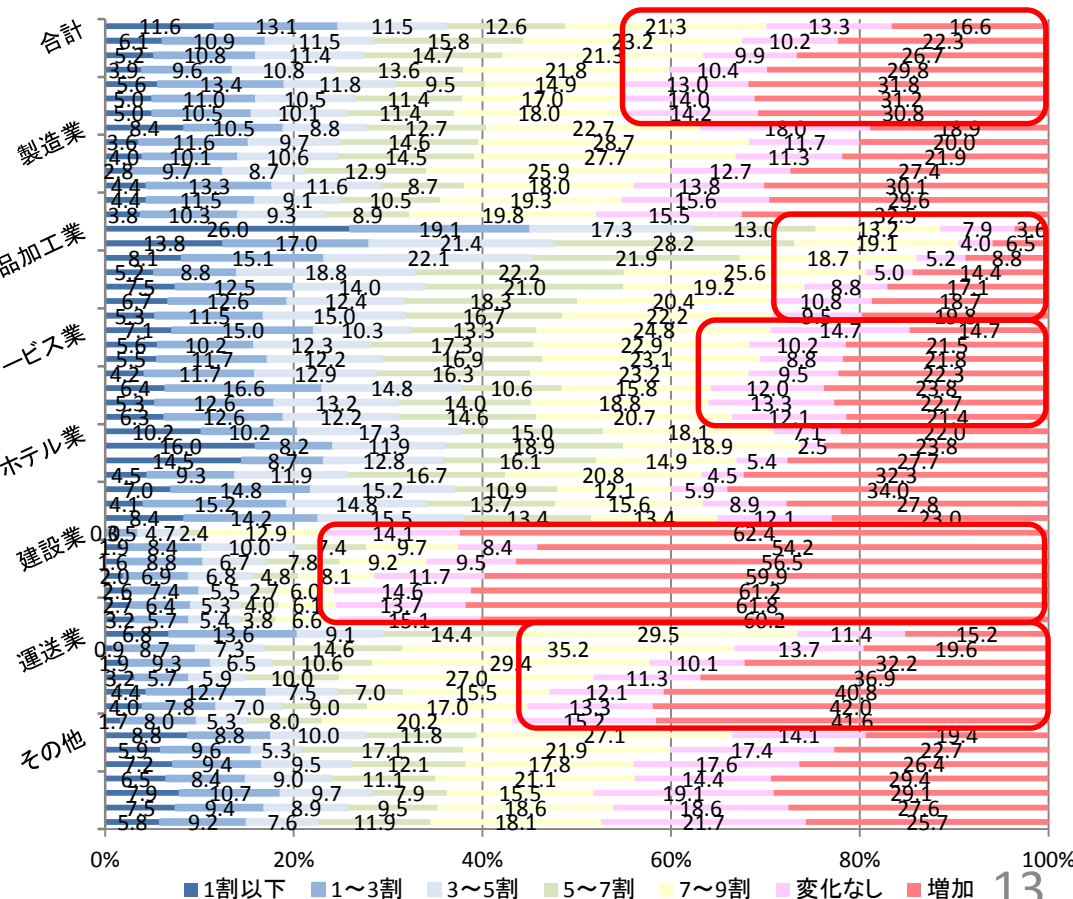
- 被災3県の製造品出荷額等は、平成26年には概ね震災前の水準まで回復した。
- グループ補助金交付先アンケートでは、現在の売上げ状況が震災直前の水準以上まで回復していると回答した企業の割合は、45.2%。
- 業種別に見ると、震災直前水準以上に売上げが回復しているという割合が最も高いのは建設業(75%)、次いで運送業(57%)。最も低いのは、水産・食品加工業(29%)、次いで卸小売・サービス業(34%)。

製造品出荷額等の推移



出典：経産省「工業統計」

売上げの回復状況(グループ補助金交付先アンケート調査)
※上から順にH24.2、H24.9、H25.6、H26.6、H27.6、H28.7、H29.6の調査結果



7 産業の復旧・復興の状況②

○ 津波被災農地の営農再開に向けて農地復旧や除塩等を進めており、農地復旧と一体的に農地の大区画化や利用集積を進めるなど、全国のモデルとなるような取組を推進。

① 農林水産業における農地の復旧状況

○ 6県（青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉）の津波被災農地から農地転用が行われたもの等を除く復旧対象農地（19,800ha）のうち、17,630haで営農再開が可能。（平成30年1月末時点）

② 農地の大区画化の状況

○ 岩手県、宮城県、福島県においては、復興交付金等を活用し、面的な集積による経営規模拡大や土地利用の整序化を図る農地の大区画化等に取り組み中。

農地の大区画化の
県別計画面積（ha）

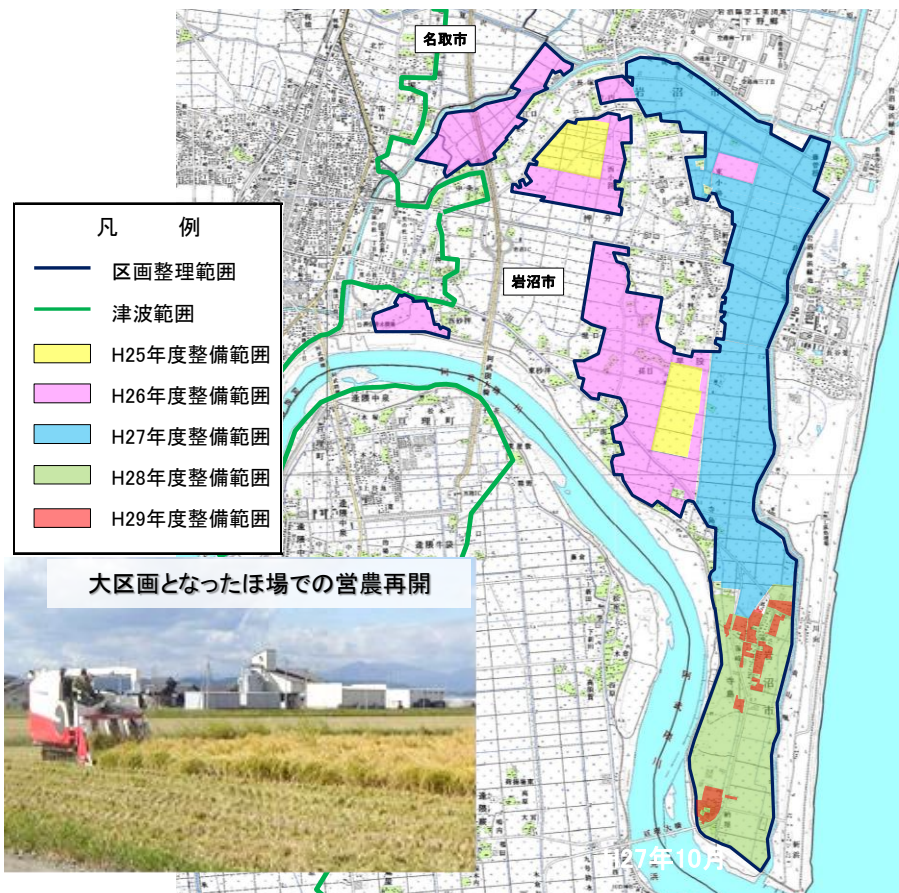
岩手県	50
宮城県	7,290
福島県	1,650
計	8,990

（平成30年1月末現在）

※津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。

事例：復興交付金（岩沼地区（名取市、岩沼市）） 大区画化整備図

※宮城県の岩沼地区（約700ha）では、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地を大区画化（10～30a→標準区画1ha）に整備する計画。



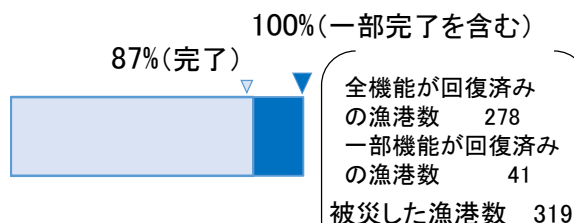
7 産業の復旧・復興の状況③

- 被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。また、水揚量は約7割まで回復するなど、一定程度復旧。
- 一方で、水産加工施設は約9割で業務再開しているものの、震災により失われた販路確保等の問題もあり、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県全体では、震災直前水準以上に売上が回復した水産加工業者は20%、売上が8割以上回復した水産加工業者は45%であり、売上の回復が遅れている。
- 引き続き、漁港の復旧を実施するとともに高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備や水産加工施設の復旧、販路回復・新規開拓等の取組を一体的に推進。

水産業

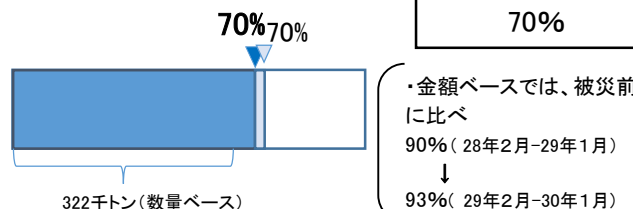
漁港

陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港、一部でも陸揚げが可能となった漁港の割合
※H30. 1月末時点



水揚量

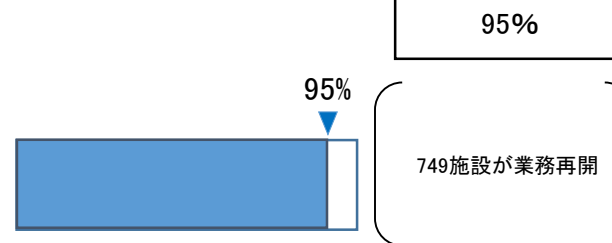
岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の水揚量の比較 注1



注1: 久慈(岩手)、宮古(岩手)、釜石(岩手)、大船渡(岩手)、気仙沼(宮城)、女川(宮城)、石巻(宮城)、塩釜(宮城)、小名浜(福島)における1年間(太字:平成29年2月-平成30年1月 細字:平成28年2月-平成29年1月)の合計の水揚量の被災前1年間(平成22年3月-平成23年2月)の合計に対する比率を示したもの。

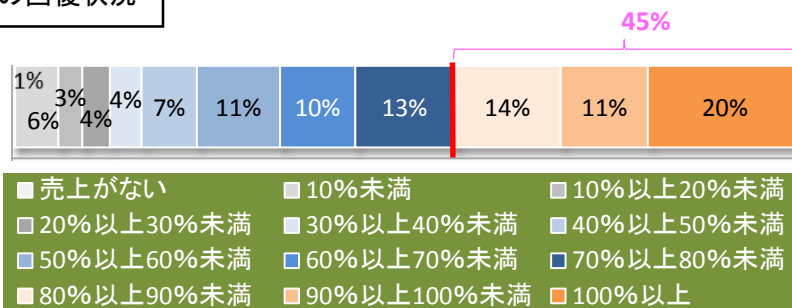
水産加工施設

被災3県で業務再開を希望する水産加工施設: 793施設
※H29. 12月末時点



売上の回復状況

全体
(200件)



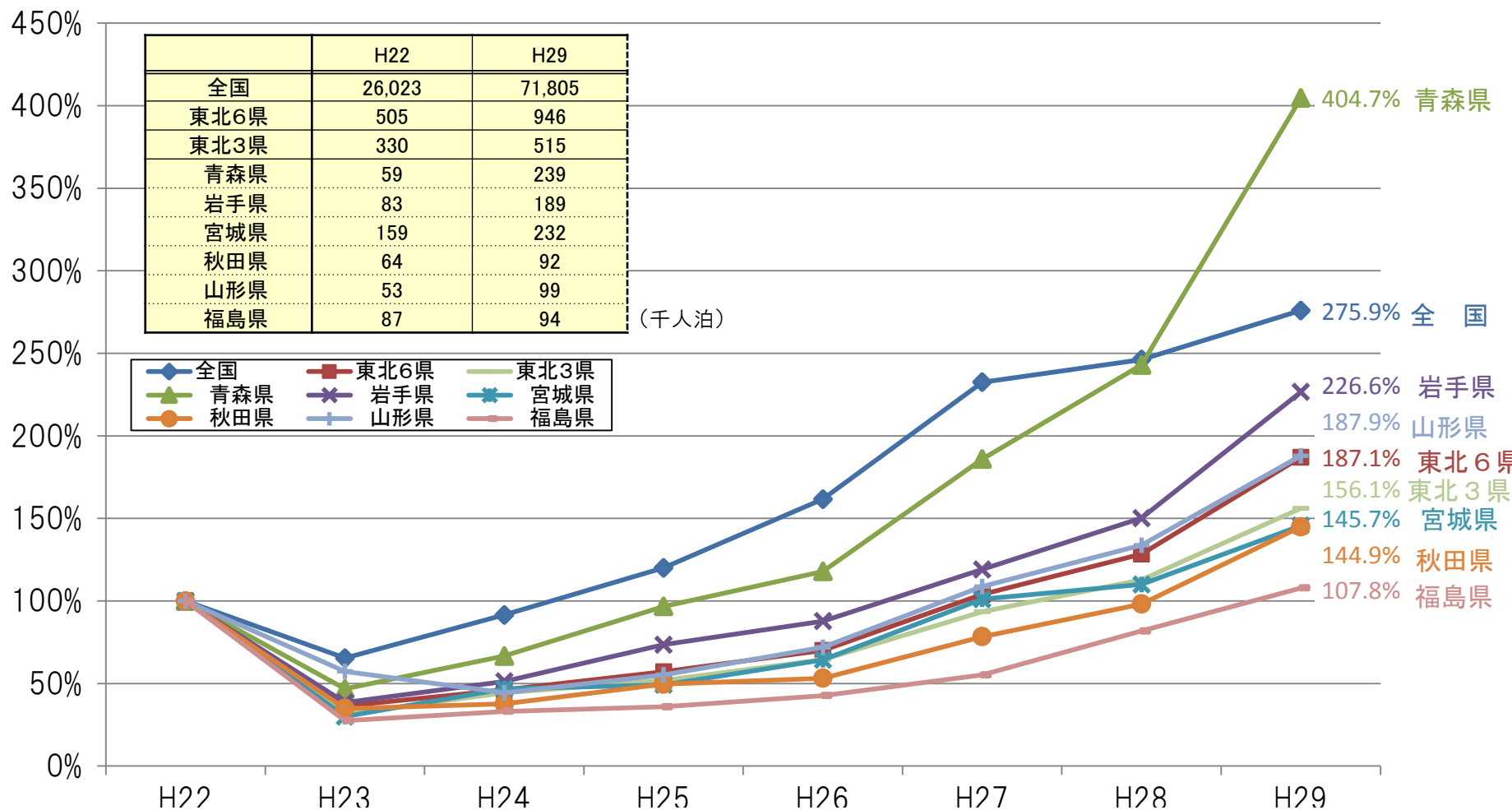
資料: 平成 30年3月 水産庁

「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第5回)」

7 産業の復旧・復興の状況④

○ 東北6県の外国人延べ宿泊者数は、震災前の水準を超えて推移しているものの、全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れている。

観光業 ■ 宿泊施設の延べ外国人宿泊者数(H22年比)



※観光庁「宿泊旅行統計調査」より
※従業員10人以上の宿泊施設

7 産業の復旧・復興の状況⑤

(株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間の延長について

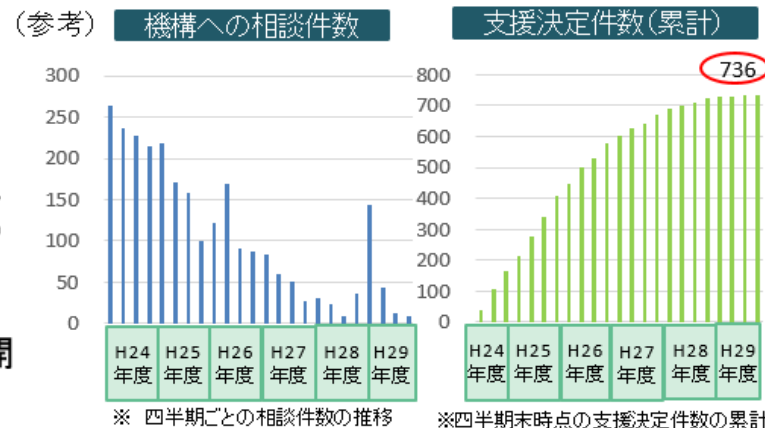
- 東日本大震災により過大な債務を負っている事業者であって事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関からの債権買取り等を通じて、二重ローン問題を解消しつつ、事業の再生を支援(最長15年間支援)。
- 平成23年11月、議員立法により機構法が成立。平成24年2月に機構を設立し、同年3月から業務開始。
- 平成30年2月、議員立法により支援決定期間を約3年間延長(⇒ 支援決定期間：平成33年3月31日まで)
- 今後見込まれる機構活用ニーズを踏まえつつ、周知・広報を実施

機構活用ニーズとして見込まれる事業者

- インフラ整備の完了に伴い、仮設から本設へ移転する際の新規借入れにより債務負担が増大する事業者
- 既存顧客の喪失や風評被害等により売上回復が遅れる中、資金繰りが厳しくなる事業者
- グループ補助金の自己負担分の借入れの返済猶予期限が到来し、資金繰りが厳しくなる事業者

これまでの取組状況(平成30年2月末現在)

- 相談件数：2,733件 支援決定件数：736件
- 債権買取：702件、1,311億円 債務免除：518件、650億円
※ 上記の他、買取債権に係る金利減免・劣後債権化により、金利負担を軽減。新規融資への保証付与により、金融機関からの新規融資の獲得を後押し。
- 事業再生計画(最長15年間)の策定、継続的な状況把握、販路開拓等の本業支援を実施中。



8 復興特区制度の活用状況 (税制上・金融上の特例による投資・雇用実績)

税制上の特例による投資・雇用実績

- 県・市町村が作成する復興推進計画において、特例の対象区域や集積を目指す業種を記載
- 内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、県・市町村が税制特例の対象となる具体の事業者を指定
- 指定は既になんかなり進んでおり、指定の効果が投資額・雇用数の増加として現れている。

	H23・24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	累計
計画認定数	17	3	2	2	4	28
指定件数	1,651	1,032	841	677	490	4,691
指定事業者による投資額 (億円)	4,176	4,675	4,815	5,406	3,763	22,834
指定事業者の雇用数(人) ※当該年度における最大値	52,968	76,211	98,273	124,441	133,582	

税制特例に係る復興推進計画28件の内訳は、製造業・農業に関するものが8件、商業・観光に関するものが19件、その他が1件。製造業・農業に関する計画は全て平成23年度・24年度中に作成。

○特例活用事例 (テナント型商業施設の建設)

まちづくり会社がまちなか再生計画(商業施設等復興整備補助金)を基に整備したテナント型商業施設において、特区法による税制特例を活用。



南三陸さんさん商店街

金融上の特例による投資・雇用実績

- 一定の雇用創出等が見込め、一定規模の借入れ(3億円以上)を伴う事業に対し、利子補給金を支給(5年間,上限0.7%)
- 内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、融資実行毎に指定金融機関と利子補給契約を締結。
- 認定件数は概ね毎年30件前後で推移。認定の効果が投資額・雇用数の増加として現れている。

	H23・24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	累計
計画認定数	25	32	35	28	31	23	174
事業者数	25	32	35	28	31	23	174
融資見込額(億円)	745	602	637	630	387	490	3,492
投資見込額(億円)	2,648	1,522	1,788	1,363	1,288	1,067	9,677
新規雇用予定者数(人)	1,541	1,671	1,260	2,077	637	890	8,076

○特例活用事例 (食品卸売事務所・加工場の建設)

女川町の法人(冷凍事業者と水産加工事業者が共同して設立)が復興交付金に係る補助を受けて新設した水産加工品製造工場等について、自社借入分に対する利子補給を実施。(税制特例も適用)



水産加工場外観
(女川町)

9 福島県の状況（避難の状況）

避難指示区域からの避難対象者数 約2.4万人

- ・避難指示解除準備区域 約260人
- ・居住制限区域 約360人
- ・帰還困難区域 約2.4万人

※ 各市町村から聞き取った情報を基に、
原子力被災者生活支援チームで集計（平成29年4月1日時点）

福島県全体の避難者数 約5.0万人

（避難指示区域からの避難者も含む）

(1) 福島県内への避難者数		(2) 福島県外への避難者数	
		<u>約1.5万人</u>	<u>約3.4万人</u>
仮設住宅（民間借上げを含む）	約1.3万人	東京都	約4.1千人
雇用促進住宅等	約0.1万人	茨城県	約3.4千人
親戚・知人宅等	約0.2万人	埼玉県	約3.3千人
		栃木県	約2.8千人
		新潟県	約2.7千人 等

10 帰還困難区域の復興

- 福島特措法の改正により、帰還困難区域の復興及び再生を推進する計画制度を創設。既に**4町（双葉、大熊、浪江、富岡）**の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 町村、県、国が一体となった「**推進会議**」を設置し、**計画の具体化を推進**。

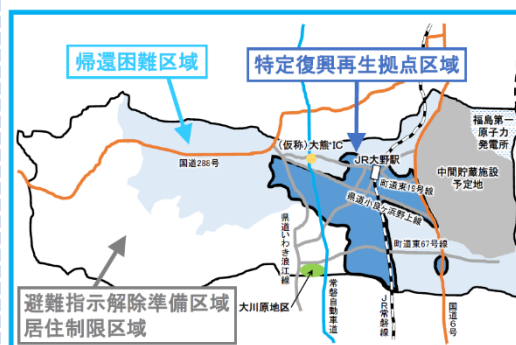
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（平成29年9月15日認定）



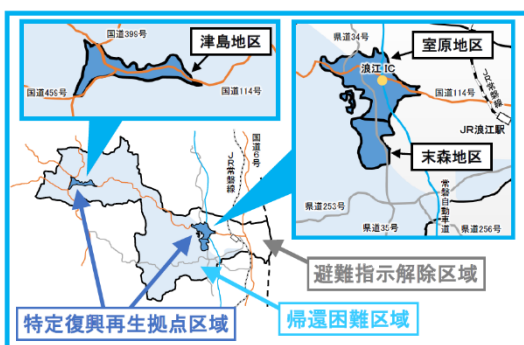
- ・ 区域面積：約555ha
- ・ 避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：
JR常磐線双葉駅周辺の一部区域
平成34年春頃まで：
特定復興再生拠点区域
全域

大熊町（平成29年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha
- ・ 避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：
JR常磐線大野駅周辺等
の一部区域
平成34年春頃まで：
特定復興再生拠点区域
全域

浪江町（平成29年12月22日認定）



- ・ 区域面積：約661ha
- ・ 避難指示解除の目標
平成35年3月（ただし、
早期に整備が完了した
区域から先行する。）

富岡町（平成30年3月9日認定）



- ・ 区域面積：約390ha
- ・ 避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：
JR常磐線夜ノ森駅周辺
の一部区域
平成35年春頃まで：
特定復興再生拠点区域
全域

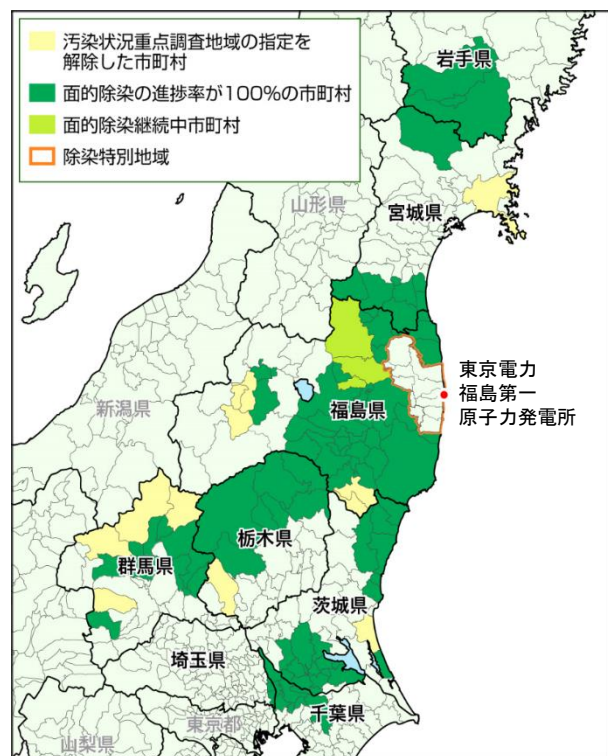
※ 飯舘村及び葛尾村の計画策定を支援。

11 除染の進捗状況（市町村除染地域）

○平成24年1月から、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、汚染状況重点調査地域※において市町村が除染実施計画を定め、除染を実施

※平均的な放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む8県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）92市町村

○本年3月までに、汚染状況重点調査地域のうち、住宅や公共施設等、日々の生活の場における除染作業が概ね完了



○福島県外の市町村における除染実施計画に定める除染等の措置の進捗状況（平成30年1月末時点）

56市町村：除染実施計画に定める面的除染の進捗率が100%

○福島県の市町村における除染実施計画に定める除染等の措置の進捗状況（平成30年1月末時点）

33市町村：除染実施計画に定める面的除染の進捗率が100%

3市町村※：除染継続中

※福島市、二本松市、本宮市

面的除染の進捗は平成30年1月末時点

12 中間貯蔵施設の整備

中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生
- 現時点でこれらの最終処分する方法を明らかにすることは困難
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要



中間貯蔵施設の面積等

- 面積 約1,600ha(大熊町:1,100ha、双葉町:500ha) うち、公有地 約330ha
○福島県内の除去土壌などの発生量は、約1,600万 m^3 と推計(H30.3時点)

当面5年間の見通し(環境省・平成28年3月27日公表)

- 復興・創生期間の最終年である平成32年度までに累計最大1,250万m³程度を搬入できる見通し。
○平成31年度までに累計650万m³程度の除去土壌等を輸送し、平成32年に身近な場所から仮置場をなくすことを目指す

事業の進捗状況

- (用地) 地権者数2,360人(登記記録ベース) 契約済み約844ha: 予定地全体の約52.8%(契約実績1,380件) (H30.2時点)
- (施設) 受入・分別施設、土壌貯蔵施設: 平成29年10月に大熊町で、同年12月に双葉町で稼働
減容化施設: 平成29年12月に大熊町で仮設焼却施設が稼働
- (輸送) 平成27年度～29年度の3年間で約71万m³を輸送(H30.2時点)し、52市町村のうち21市町村からの搬出を完了

平成30年度中間貯蔵施設事業の方針

- 180万m³程度を輸送予定(学校等に保管されている除去土壌等を優先的に輸送)
- 受入・分別施設及び土壌貯蔵施設においては、現在整備中のものの早期稼働に取り組みつつ、平成31年度の輸送量(できる限り400万m³を目指す)に必要な施設を着工
- 大熊町で整備した仮設焼却施設を安全に稼働しつつ有効に活用
双葉町で仮設焼却施設及び灰処理施設を平成31年度の稼働に向けて整備
- 廃棄物貯蔵施設を平成31年度内の稼働に向けて整備。それまでの間に必要な焼却灰保管場の確保

13 被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

- 被災自治体の職員確保のため、全国の自治体からの職員派遣の更なる強化に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を活用するとともに、都市再生機構（UR）の現地の人員体制の強化などの対応を推進。
- 併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫（CM方式の導入等）や、事務のアウトソーシング（土地買収関連業務の補償コンサルタントへの委託等）など、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進。

全国の自治体からの職員派遣

【28.10.1時点】 → 【29.4.1時点】 → 【29.10.1時点】
2,047人 → 1,782人 → 1,775人

任期付職員の採用

- ・任期付職員採用に必要な条例の制定、被災市町村における採用の助言
 - ・県による採用・県内市町村への派遣についての助言
- （被災自治体の任期付職員の状況）

【29.4.1時点】 → 【29.10.1時点】
1,670人（在職数）※ → 1,724人（在職数）※
※被災地派遣前提で採用・派遣された任期付職員は派遣人数にも計上されている。

全国の市区町村職員OBの活用

- ・被災地で働く意欲のある市区町村の職員OB等の情報をリスト化して被災市町村へ提供（OB情報システム）

【28.4.1時点】 → 【29.3.1時点】
28年度 登録 30人、採用 2人 → 登録 33人、採用 10人
【29.4.1時点】 → 【30.1.1時点】
29年度 登録 17人、採用 6人 → 登録 15人、採用 6人

被災自治体における民間企業等の人材の活用

- ・民間企業や自治体の第三セクター等の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備、これに伴う財政措置の周知の実施（25.3.1）

民間企業等から派遣され、地方公務員として採用された従業員数
【25.10.1時点】 → 【29.10.1時点】
27人 → 28人

復興庁による市町村業務支援

- ・国（復興庁）の非常勤職員として、青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等を採用し、市町村に駐在させる取組を実施（25.1～）

【25.4.1時点】 → 【30.3.1時点】
24人 → 106人

URの復興支援体制

【25.4.1時点】 → 【26.4.1時点】 → 【30.2.1時点】
303人 → 400人 → 375人